## ◆入札参加資格の対象となる種類

契約の種類	参加可能金額*
1製造の請負(印刷など)	130万円超
2 財産の買入れ (物品の販売)	80万円超
3物件の借入れ(リースなど)	40万円超
4 財産の売払い (不用品回収)	30万円超
5 物件の貸付け	30万円超
6 前各項に掲げるもの以外のもの	50万円超
(役務の提供、業務委託)	

※ 1契約にあたっての予定価格の金額であり、この金額を上回る物件の受注も希望する場合は、入札参加資格が必要となります。なお、この金額以下の物件のみの受注を希望する場合は、別に「物品製造等見積参加(提出)登録制度」があります。(両方の資格を有する必要はありません。下表を参考に願います。)

## ○資格の区分け及び参加できる範囲

	物品製造等入札参加資格	物品製造等見積(参加)提出
入札への参加	0	×
少額*の金額取引(見積合		
わせ等)参加の有無		
市外業者の認定・登録の	0	0
可否		
他資格との重複登録の	物品製造等見積(参加)提出	物品製造等入札参加資格の
可否	の登録不可	登録不可

※ 「◆入札参加資格の対象となる種類」の表に記載される金額以下の物件となります。